

北海道総合通信局 令和7年度重点施策

つながる力、支える力、共に築く北海道の未来

はじめに

政府は人口・生産年齢人口が減少する中、地方活性化策である「地方創生 2.0」の基本構想において、「デジタル・新技術の徹底活用」を柱として掲げ、地域社会 DX を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決を目指しています。

特に北海道は、広大な土地と豊かな自然を有し、食料生産、観光や GX など大きな役割を期待される一方、全国を上回るスピードで人口減少と少子高齢化が進み、地域のくらしや経済を支える担い手の不足も顕在化していることから、様々な分野で DX の導入が必要とされています。

デジタルインフラの整備に関しては光ファイバが 99%以上の世帯カバー率、5 Gが 98%以上の人口カバー率を達成していますが、主要国道や広大な農地における不感対策など課題も残っています。北海道の持続的発展のためには、ICT の持つ、時間と空間の壁を乗り越える力をさらに広げていくことも重要です。

一方、デジタル機器の普及が進むにつれ、サイバー犯罪や SNS における誹謗中傷、偽・誤情報の問題は大きくなっており、それらへの対策と、利用者の情報リテラシーの向上も重要な課題となっています。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓を踏まえ、ICT による防災・減災と、その基盤の一層の強靱化が求められています。

北海道総合通信局では、北海道におけるデジタル技術の利活用と基盤整備をささえ、推し進めるため、令和7年度において、以下の3項目を柱として業務に取り組みます。

- 1 デジタル活用による地域創生の推進
- 2 誰もが利用できる情報通信環境の整備
- 3 デジタル社会の安全・安心の確保

1 デジタル活用による地域創生の推進

(1) デジタルインフラの積極活用による地域 DX 支援

北海道内に整備した光ファイバ網や 5G 等高度無線システムなどデジタルインフラとデジタル技術を積極的に活用した地域 DX の推進は地域課題を解決するための重要な政策である。

このため、「北海道デジタルインフラ整備・活用促進協議会」（以下、「地域協議会」という。）を中心として、関係機関・団体との連携を一層強化し、北海道内の課題を把握し、スマート農業をはじめとする地域ニーズに応じたデジタル実装を推進していく。

特に先進的な無線システム活用や AI・自動運転レベル4 検証など地域の課題解決に資するシステムについて、地域社会 DX 推進パッケージ事業をはじめ各種の政府施策活用により積極的に支援を行うとともに、好事例については他地域への横展開を図る。

また、DX による地域の課題解決に向けて、課題のある市町村と DX ソリューションを持つ企業・団体とのマッチング会等のハンズオン支援を行う。

なお、地域DX事業への人的支援として、地域情報化アドバイザー制度を通じた専門家の派遣にも取り組んでいく。

(2) 研究機関等との連携・支援、ベンチャー企業への支援

地域が抱える様々な課題の解決や、より良い社会の実現に資する研究開発成果の社会実装が期待されていることから、地域の大学等研究機関や関係学会との連携を進める。

さらに、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業（FORWARD）をはじめとする公募研究支援事業の提案機会や、WiCON 等を活用した研究ニーズの発掘、人材育成を含む社会展開に資する取組を推進する。

また、地域課題の解決や地域の活性化を目的として、次世代の ICT 人材の発掘・育成、地域発 ICT スタートアップのサポートを行う「北海道起業家甲子園」や「Nomaps Dream Pitch（北海道起業家万博）」の開催を通じて、北海道発ベンチャー企業の創出・海外展開を支援する。

(3) デジタル活用の支援

誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の推進に向けて、「スマホ教室」や「スマホ相談会」の開催の促進を図る。また、関係機関・団体と密接に連携しながら、道内外の好事例の取組を収集・展開し、道内各地域における持続可能な取組として、住民と地域がつながり合うデジタル社会の構築を図る。

また、テレワークの普及・定着に向けたセミナーの開催や相談窓口による中小企業・市町村のテレワークの導入支援を図る。

(4) 映像・デジタルコンテンツ等による地域の情報発信力の強化

海外展開を前提とした高品質な映像コンテンツの製作を促進するため、「海外展開に資する高品質コンテンツ製作促進事業」において、道内市町村と映像コンテンツ製作者のマッチングを行い、北海道の観光資源など高品質な映像コンテンツの製作を促進することで、地域創生につながる情報発信力の強化を図る。

2 誰もが利用できる情報通信環境の整備

(1) 通信インフラ整備の推進

デジタルインフラ整備については、携帯電話サービスが国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであることを踏まえ、引き続き、地域協議会とも連携し、地域のニーズを踏まえたキャリアの4G・LTEのエリア整備を着実に推進するとともに、新たな産業創出に資する5G基地局の整備等エリアカバレッジの充実を促進する。

一方、道内では広域に分散して居住地が広がっており、農地、産業用地、道路等住民非居住地域におけるエリア化が課題となっている。それら不感地域において効率的な通信環境の提供が可能である非地上系ネットワーク（NTN）の導入、活用に向けた取組を推進する。

人口減少等が進むなか、通信インフラを維持するため、公設光ファイバ施設を所有する道内市町村や関係事業者に対するヒアリング、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度に関する情報共有等を行い、要望する市町村の早期かつ円滑な民設移行を促進する。

(2) 持続可能な放送ネットワーク構築等の促進

道内各地で放送サービスが安定的に享受できるよう、管内放送事業者等と協力して、北海道の地域事情を踏まえた持続可能な放送ネットワークインフラの構築・維持に向けた取組を促進する。

道内各市町村の保有する自治体系中継局設備及び辺地共聴施設における耐災害性の強化や施設設備の高度化について、補助事業の活用を含めて実効的な対策が講じられるよう、市町村等の検討を支援する。

3 デジタル社会の安全・安心の確保

(1) 防災・減災対策の推進

災害時における情報伝達手段確保のため、電気通信事業者、放送事業者、北海道をはじめとした地方公共団体、国の出先機関、自衛隊、海上保安庁等と平時から連絡窓口を交換・共有するなど連携を密にし、各機関が開催する防災訓練に積極的に参加して、災害対策用移動通信機器や移動電源車、臨時災害放送局等の活用方法を広く周知する。

電気通信事業者、放送事業者とは、携帯電話基地局や地上放送中継局等の耐災害性強化を推進していくとともに、当局との連絡会等の開催により、災害時のリエゾン派遣の対応や連絡体制の強化を図る。

地方公共団体に対しては、ニーズに応じた防災無線整備計画へのアドバイスや臨時災害放送局のエリア調査等を行う。

大規模災害発生時には、迅速に「総務省・災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)」を地方公共団体に派遣し、情報通信分野における被災現場のニーズを踏まえたきめ細かな連絡・調整等を行うことによって、通信・放送の確保に取り組むとともに、地方公共団体に対して災害対策用移動通信機器等をプッシュ型で貸与する。

(2) 地域一体によるサイバーセキュリティ対策の推進

北海道内の個人、企業、団体、行政機関、教育機関等の情報セキュリティ意識を高めるため、「北海道地域情報セキュリティ連絡会(事務局：北海道総合通信局・北海道経済産業局・北海道警察)」をはじめとした関係機関と連携し、地域一体によるサイバーセキュリティ対策を推進する。

そのような体制の下、実践的サイバー防御演習(CYDER)受講の促進、サイバーセキュリティ月間におけるフォーラムやセミナー開催などを通じて、特に自治体・中小企業・学生等の知識習得や意識向上を図る。

(3) 総合的な ICT リテラシー向上

インターネットや SNS の普及につれて社会生活の利便性が向上する一方、偽・誤情報や詐欺広告、誹謗中傷などの投稿が加速的に拡散されるとともに、特に災害やパンデミックが発生した際には深刻な影響を及ぼしている。

デジタル技術は人々の日常生活に深く浸透しており、国民一人一人がデジタル社会の構成員として安心してインターネットや SNS を利用できるようにするため、学校・教育委員会及び関係団体と連携し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」、「e-ネットキャラバン」等の取組を通じて、更なる ICT リテラシーの向上に向けた取組を推進する。

(4) 航空・海上関係無線の普及と適切な運用の推進

海難事故の防止に役立つ無線設備の普及促進のため、海難防止連絡会をはじめ関係機関との連携を一層強化し、協力して周知啓発に取り組む。また、航空機及び船舶の航行の安全、さらに人命の安全に重要な役割を担う無線局が適切に維持及び管理されるよう、無線局の検査及び免許事務等を的確に行う。

(5) 電波利用環境の保護

電波利用は年々増加・多様化し、私たちの暮らしに深く関わっている。

重要無線通信への妨害が発生した場合は、社会への影響が大きいため、最優先で対応し、迅速な排除に努める。当該事案に関し、原因分析を行い他の総合通信局と情報共有を行う。

また、要人の来道や重要な行事の際には「重要無線通信妨害対策本部」を設置し、電波監視体制を強化する。

不法・違反無線局に対しては、電波監視を強化するとともに、電波規正用無線局を活用して適正化を図るほか、捜査機関との共同取締りを実施する。

道内のインバウンドが回復傾向にあることから、外国規格無線機等を対象にした周知啓発を、関係機関との連携を強化して観光地や空港において実施する。

電波の安全な利用の理解を深めるため、電磁波による健康影響に不安をお持ちの方に対する説明会を実施する。また、医療機関の電磁環境を改善するための周知啓発や、ハンズオン支援等をニーズに即して実施する。